

議長・副議長の選任

議長の辞職に伴い、9月3日の定例会で光市議会の議長と副議長が決定しましたのでお知らせします。



守田勉 副議長



芦原廣 議長

平成20年度日本の森・滝・渚全国協議会

総会開催される

8月21日(木)、22日(金)に、山形県鶴岡市で「平成20年度日本の森・滝・渚全国協議会総会・シンポジウム」が開催されました。

「日本の森・滝・渚全国協議会」は「森林浴の森日本百選」や「日本の渚百選」を持つ自治体が参加しており、末岡市長が会長を務めています。

総会では、昨年度の事業や決算に関する報告、本年度の事業計画や予算について審議されました。

その後のシンポジウム「全国自然敬愛サミット2008」では、記念講演の講師に環境省自然環境局自然



ふれあい推進室長の岡本光之氏を招き、『エコツーリズムによる地域の保全と活性化』をテーマに、エコツーリズム(自然体験活動を目的とした観光)の意義や効果、実施時の手引きやルールの必要性について考えました。その他、会員3団体による森・滝・渚各百選の自然を活かした施策について、取り組み事例の発表もありました。

光市では、協議会へ参加することで日本の渚百選、森林浴の森日本百選に選ばれている室積・虹ヶ海岸とその松林を全国へ情報発信するとともに、協議会へ参加している他自治体の優れた取り組みを吸収し、より魅力ある自然環境資源となるよう努めていきます。

介護保険料について

年度途中に納付書が届いた人へ

65歳以上の人の年間保険料については、毎年6月にお知らせしていますが、年度途中に資格の異動があった人や市民税の課税状況に変更があった人などには、その都度保険料を算定し、お知らせしています。

平成20年度年間保険料

年度途中で納付書が届いた際は、内容をご確認いただき、納め忘れないようお願いいたします。

年度途中に納付書が届く人 (第1号被保険者)

【主な対象者】
年度途中で、65歳になった人、他市町村から転入した65歳以上の人、市民税の課税状況に変更のあった65歳以上の人など

納付方法

市がお送りする納付書で納めていただきます。(普通徴収)

なお、年金からの天引き(特別徴収)については、翌年4月以降に順次開始となります。特別徴収は、年金の定期払いの際、年金受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。開始の際は別途お知らせします。

【65歳以上(第1号被保険者)の人の場合】

対象者	保険料	段階
生活保護を受けている人・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	24,600円 (月額2,050円)	第1段階 (基準額×0.5)
世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	24,600円 (月額2,050円)	第2段階 (基準額×0.5)
世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人	36,900円 (月額3,075円)	第3段階 (基準額×0.75)
本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税の者がいる人	49,200円 (月額4,100円)	第4段階 (基準額)
本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円未満の人	61,500円 (月額5,125円)	第5段階 (基準額×1.25)
本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上の人	73,800円 (月額6,150円)	第6段階 (基準額×1.5)

年度途中で65歳になった人や転入した人は、月割りで保険料を計算します。

詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

問合せ 介護保険課介護保険係

☎0833(74)3003